

公益社団法人全国調理師養成施設協会 理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程

〔施行 平成25年4月1日〕
〔一部改正 平成27年6月15日〕
〔一部改正 令和7年9月17日〕

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国調理師養成施設協会(以下「協会」という。)定款第31条の規定に基づき、理事及び監事の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 協会は、理事及び監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 専務理事の報酬は、別表1に基づき、支給する。

3 前項における報酬月俸の額は、総会において定められた報酬総額の範囲内で、別表の「報酬基準月俸」を基準に、役員就任時又は再任されるときに当該理事の能力、職務実績及び勤務年数、あるいはほかの法人及び民間企業等の水準等を勘案し、理事会の議決を経て会長が決定する。

4 専務理事の退職にあたっては、第5条に定めるところにより、退職慰労金を支給することができる。

5 専務理事以外の理事及び監事の報酬は、別表2に基づき、支給する。

6 理事及び監事には、賞与を支給しない。

7 前各項の定めに関わらず、理事及び監事が協会正会員又は会員校に所属する教職員である場合は、報酬は支給しないものとする。

(通勤交通費の取扱い)

第3条 専務理事の通勤交通費は、職員の通勤手当支給基準に準じて実費支給とする。

(報酬の支給と控除)

第4条 専務理事の報酬は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった立替金・積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

(退職慰労金)

第5条 専務理事が退任又は在任中に死亡したときは、退職慰労金を支給することができるものとする。なお、死亡により退任した場合は、その法定相続人に支払うこととする。

- 2 前項の規定により支給するときの退職慰労金の額は、次の計算式を持って算出した額とする。

(在任期間の平均年俸×0.1)×在任年数

- 3 退職慰労金は、当該理事に職務上の功績があったと認められる場合は、前項の算出額に理事会の議決を経て会長が決定した加算割合を乗じた額を、退職慰労金に加算することができる。ただし、加算割合は100分の50を上限とする。報酬は、職員給与の支給日に支給する。

(費用)

第6条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費、日当を含む。)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

- 2 協会は、理事及び監事とその職務遂行に当たって負担した費用については、別に定める旅費規定に基づき、遅滞なく支払う。

(期間の計算)

第7条 この規程における期間の計算は、一定の月数又は年数で示されているものについては、その月数又は年数中に休日を含むものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程は、総会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

(施行期日)

- この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この改正規程は、平成27年6月15日から施行、適用する。

附 則

(施行期日)

- この改正規程は、令和7年9月17日から施行、適用する。

(別表1)

専務理事報酬基準月俸

区分 等級	年 俸	月 俸
第1級	2,400,000	200,000
第2級	2,160,000	180,000
第3級	1,920,000	160,000
第4級	1,680,000	140,000
第5級	1,440,000	120,000
第6級	1,200,000	100,000

(別表2)

役 職	支給額
理事・監事	10,000円 (源泉徴収後)